

住宅災害共済事業規約新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
住宅災害共済事業規約 <u>第1編 本則</u> 第1章 総則	住宅災害共済事業規約 【挿入】 第1章 総則
（事業） 第2条 【中略】 <u>3. この会は、本則とは異なる要件を付帯する場合には、次に掲げる条件（以下「特則」といいます。）を付帯することができます。</u> <u>（1）第2編第1章「クレジットカード払特則」</u>	（事業） 第2条 【中略】 【挿入】
（共済契約の型） <u>第3条 この会は、この会の実施する生命共済に組み合わせて住宅災害共済を実施します。各共済契約における口数の組み合わせ（以下「共済契約の型」といいます。）および各共済契約の型の共済掛金額は、生命共済事業細則に定めます。</u>	【新設】
（共済期間） 第4条 【中略】 2. 前項の規定にかかわらず、 <u>この会は、共済期間を13ヵ月以上15ヵ月未満または3ヵ月以上1年未満とすることができます。</u>	（共済期間） 第3条 【中略】 2. 前項の規定にかかわらず、 <u>この会が特に必要と認めた場合には、共済期間を13ヵ月以上15ヵ月未満または3ヵ月以上1年未満とすることができます。</u>
（期間の算出） 第5条 【以下略】	（期間の算出） 第4条 【以下略】
（再共済または再保険） 第6条 【以下略】	（再共済または再保険） 第5条 【以下略】
（共済契約者の範囲） 第7条 【以下略】	（共済契約者の範囲） 第6条 【以下略】

新条文	旧条文
<p>(被共済者の範囲) <u>第8条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(被共済者の範囲) <u>第7条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(共済金受取人) <u>第9条</u> 〔中略〕 〔削除〕</p> <p><u>2. 共済契約者が共済金の支払事由の発生後、当該共済金の請求をおこなわずに死亡した場合には、共済契約者の相続人を共済金受取人とします。</u></p> <p>3. 本条において、〔削除〕 共済金受取人が2人以上あるときは、〔削除〕 共済金受取人が代表者1人を決めるものとします。この場合において、その代表者は他の共済金受取人を代表するものとします。</p> <p>4. 前項の規定によりこの会が1人の共済金受取人に対して</p>	<p>(共済金受取人) <u>第8条</u> 〔中略〕</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、被共済者と同一人である共済契約者が死亡したときの共済金受取人は、次の各号に掲げる者とし、その順位は各号の順序です。さらに、第2号から第5号に掲げる者の順位は、それぞれ各号に掲げる順序です。</u></p> <p><u>(1) 共済契約者の配偶者</u></p> <p><u>(2) 共済契約者の死亡の当時、共済契約者と同居していた、共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序</u></p> <p><u>(3) 共済契約者の死亡の当時、共済契約者と同居していた、共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序</u></p> <p><u>(4) 第2号に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序</u></p> <p><u>(5) 第3号に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序</u></p> <p>〔挿入〕</p> <p>3. 本条において、<u>同順位</u>の共済金受取人が2人以上あるときは、<u>同順位</u>の共済金受取人が代表者1人を決めるものとします。この場合において、その代表者は他の共済金受取人を代表するものとします。</p> <p>4. 前項の規定によりこの会が1人の共済金受取人に対して</p>

新条文	旧条文
<p>共済金の全額を支払った後において、他の共済金受取人から共済金の全額または一部の支払いの請求がなされた場合には、この会は、他の共済金受取人には共済金を支払いません。</p> <p>〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p>	<p>共済金の全額を支払った後において、他の共済金受取人から共済金の全額または一部の支払いの請求がなされた場合には、この会は、他の共済金受取人には共済金を支払いません。</p> <p><u>5. 共済契約者が共済金の支払事由の発生後、当該共済金の請求をおこなわずに死亡した場合には、共済契約者の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人）で共済金の支払事由の発生時に生存している者を共済金受取人とします。</u></p> <p><u>6. 本条において、同順位の共済金受取人が2人以上あるときは、各共済金受取人の受取分は、平等の割合とします。</u></p>
<p>（共済金受取人の代理人）</p> <p>第10条 共済契約者は、被共済者の同意を得て、この会に対して通知することにより、次の各号のいずれかに該当する者で1人の者に指定代理請求人を指定または変更することができます。</p> <p>（1）共済契約者の配偶者</p> <p>（2）共済契約者の3親等以内の親族</p> <p>（3）共済契約者の配偶者の3親等以内の親族</p> <p>（4）その他<u>細則に定める前3号に準ずると認められる者</u></p> <p>2. 共済契約者が共済金受取人となる場合で共済契約者に共済金を請求できない事情があり、かつ、共済契約者に法定代理人がないときは、指定代理請求人が、住宅災害共済</p>	<p>（共済金受取人の代理人）</p> <p>第9条 共済契約者は、被共済者の同意を得て、この会に対して通知することにより、次の各号のいずれかに該当する者で1人の者に指定代理請求人を指定または変更することができます。</p> <p>（1）共済契約者の配偶者</p> <p>（2）共済契約者の3親等以内の親族</p> <p>（3）共済契約者の配偶者の3親等以内の親族</p> <p>（4）その他<u>特別の事情がある者としてこの会が前3号に準ずると認めた者。ただし、当会所定の書類等により共済契約者のために共済金を請求すべき適当な理由があるとこの会が認めたものに限ります。</u></p> <p>2. 共済契約者が共済金受取人となる場合で共済契約者に共済金を請求できない事情があり、かつ、共済契約者に法定代理人がないときは、指定代理請求人が、住宅災害共済</p>

新条文	旧条文
<p>事業細則（以下「細則」といいます）に定める、その事情を示す書類をもってその旨をこの会に通知し、共済契約者の代理人として共済金の請求をすることができます。なお、<u>細則に定める方法により</u>共済金を支払います。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. 〔削除〕 次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項および第3項の規定による<u>指定代理請求人の</u>指定または変更は効力を失います。</p> <p>(1) 共済金請求時に、指定代理請求人が第1項各号のいずれにも該当しないとき</p> <p>(2) <u>第33条</u>（共済契約による権利義務の承継）の規定により、当該共済契約者以外の者が共済契約者となったとき</p> <p>(3) 被共済者と同一人である共済契約者が死亡したとき</p> <p>5. この会は、第1項の指定または変更がなされた場合には、その後に<u>第15条</u>（共済契約の更新および更改）の規定により共済契約が更新または更改されたときも同一の内容で指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。</p> <p>6. (1) 共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、次のア～ウのいずれかに該当するため指定代理請求人による請求ができず、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の法定代理人がいなるときは、共済金受取人の代理人として、第3号に定めるいずれかの者（以下「代理請求人」といいます。）が共済金の請求をすることができます。なお、<u>細則に定める方法により</u>共済金を支払います。</p> <p>ア. 指定代理請求人が請求時に第1項に定める範囲外である場合</p>	<p>事業細則（以下「細則」といいます）に定める、その事情を示す書類をもってその旨をこの会に通知し、共済契約者の代理人として共済金の請求をすることができます。なお、<u>この会の指定する場所で</u>共済金を支払います。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. <u>指定代理請求人が</u> 次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項および第3項の規定による 〔挿入〕 指定または変更は効力を失います。</p> <p>(1) 共済金請求時に、指定代理請求人が第1項各号のいずれにも該当しないとき</p> <p>(2) <u>第30条</u>（共済契約による権利義務の承継）の規定により、当該共済契約者以外の者が共済契約者となったとき</p> <p>(3) 被共済者と同一人である共済契約者が死亡したとき</p> <p>5. この会は、第1項の指定または変更がなされた場合には、その後に<u>第14条</u>（共済契約の更新および更改）の規定により共済契約が更新または更改されたときも同一の内容で指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。</p> <p>6. (1) 共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、次のア～ウのいずれかに該当するため指定代理請求人による請求ができず、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の法定代理人がいなるときは、共済金受取人の代理人として、第3号に定めるいずれかの者（以下「代理請求人」といいます。）が共済金の請求をすることができます。なお、<u>この会が指定する場所で</u>共済金を支払います。</p> <p>ア. 指定代理請求人が請求時に第1項に定める範囲外である場合</p>

新条文	旧条文
<p>イ. 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合および第4項第2号または第3号のいずれかに該当することにより指定または変更の効力が失われた場合を含みます。）</p> <p>ウ. 指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない〔削除〕事情がある場合</p> <p>(2) 代理請求人は、細則に定める、共済金受取人に共済金を請求できない事情があることを示す書類をもってこの会に通知し、この会の承諾を得ることにより、共済金の請求をすることができます。</p> <p>(3) 前2号に定める代理請求人には、次のア～エのいずれかがなることができるものとします。</p> <p>ア. 共済金受取人の配偶者</p> <p>イ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>ウ. 共済金受取人と同居または生計を共にする、共済金受取人の配偶者の3親等以内の親族</p> <p>エ. ア～ウに該当する者がいない場合またはア～ウに該当する者に共済金を請求できない事情がある場合には、ア～ウ以外の共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>イ. 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合〔挿入〕を含みます。）</p> <p>ウ. 指定代理請求人に〔挿入〕共済金等を請求できない特別な事情がある場合</p> <p>(2) 代理請求人は、細則に定める、共済金受取人に共済金を請求できない事情があることを示す書類をもってこの会に通知し、この会の承諾を得ることにより、共済金の請求をすることができます。</p> <p>(3) 前2号に定める代理請求人には、次のア～エのいずれかがなることができるものとします。</p> <p>ア. 共済金受取人の配偶者</p> <p>イ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>ウ. 共済金受取人と同居または生計を共にする、共済金受取人の配偶者の3親等以内の親族</p> <p>エ. ア～ウに該当する者がいない場合またはア～ウに該当する者に共済金を請求できない事情がある場合には、ア～ウ以外の共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(重要事項の提示)</p> <p>第11条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」といいます。）に対し、この規約に定める事項のうち、共済契約に関する重要な事項（以下、「重要事項」といいます。）をあらかじめ正確に提示します。</p>	<p>(契約内容の提示)</p> <p>第10条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」といいます。）に対し、この規約に定める事項のうち、共済契約の内容となるべき重要な事項（以下、「重要事項」といいます。）をあらかじめ正確に提示します。</p>

新条文	旧条文
〔以下略〕	〔以下略〕
<p>(共済契約の申込み)</p> <p>第12条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の申込みにあたっては、共済契約申込者は、第1回目の共済掛金に相当する額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込書提出の日（以下「申込日」といいます。）から3ヵ月以内に、<u>第20条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に</u>払い込まなければなりません。<u>申込日から3ヵ月以内に初回掛金の払込みがなされない場合、当該共済契約の申込みはなかったものとして取扱います。なお、この会が指定する場所に共済掛金を払い込んだ場合は第16条（共済契約の成立および効力の発生）第1項の規定にかかわらず、第21条（共済掛金の口座振替）第2項に定める振替日に払い込まれたものとして扱います。</u></p> <p>3. 共済契約申込者は、第1項の規定による共済契約の申込みにおいて、申込日から10日以内であれば、その申込みを撤回することができます。ただし、<u>第15条（共済契約の更新および更改）に定める更新または更改の場合を除きます。</u>また、次の各号に定める日はこの10日に含まれません。</p> <p>(1) 土曜日および日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に定める休日</p> <p>(3) 12月29日から翌月3日までの日</p> <p>〔中略〕</p> <p>〔削除〕</p>	<p>(共済契約の申込み)</p> <p>第11条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の申込みにあたっては、共済契約申込者は、第1回目の共済掛金に相当する額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込書提出の日（以下「申込日」といいます。）から3ヵ月以内に、<u>この会の指定する場所に</u>払い込まなければなりません。<u>ただし、この会が特に認めた場合には、申込日から6ヵ月以内に初回掛金を払い込むことができます。</u></p> <p>3. 共済契約申込者は、第1項の規定による共済契約の申込みにおいて、申込日から10日以内であれば、その申込みを撤回することができます。ただし、<u>第14条（共済契約の更新および更改）に定める更新または更改の場合を除きます。</u>また、次の各号に定める日はこの10日に含まれません。</p> <p>(1) 土曜日および日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に定める休日</p> <p>(3) 12月29日から翌月3日までの日</p> <p>〔中略〕</p> <p><u>5. 共済契約申込者は、第1項にかかわらず、この会が定めるインターネット特則を付帯することにより、書面の提出</u></p>

新条文	旧条文
	<p><u>に代えて電磁的方法で共済契約の申込みの手続きをすることができま</u> <u>す。ただし、この会が定める基準を満たす場</u> <u>合に限ります。</u></p>
<p>(複数契約の禁止) 第13条 【以下略】</p>	<p>(複数契約の禁止) 第12条 【以下略】</p>
<p>(共済契約申込みの諾否) 第14条 この会は、第12条 (共済契約の申込み) の申込みがあ ったときは、共済契約申込書の内容を審査し、その申込み を承諾するか否かを決定し共済契約申込者に通知します。 【以下略】</p>	<p>(共済契約申込みの諾否) 第13条 この会は、第11条 (共済契約の申込み) の申込みがあ ったときは、共済契約申込書の内容を審査し、その申込み を承諾するか否かを決定し共済契約申込者に通知します。 【以下略】</p>
<p>(共済契約の更新および更改) 第15条 共済契約者は、共済期間満了後引き続いて被共済者を変 更しないで共済契約を更新する場合には、共済期間の満 了日までに<u>申し込まなければなりません。申込みにあ っては、第12条 (共済契約の申込み) の規定を準用しま す。</u> <u>2. 前項の規定による共済契約申込みの諾否については、第 14条 (共済契約申込みの諾否) を準用します。</u> <u>3. この会は、共済期間の満了する契約について、当該共済 契約の満了日までに共済契約者から共済契約を更新しな</u></p>	<p>(共済契約の更新および更改) 第14条 共済契約者は、共済期間満了後引き続いて被共済者 を変更しないで共済契約を更新する場合には、共済期間の満 了日までに<u>第11条 (共済契約の申込み) の規定により申 し込まなければなりません。</u> <u>2. この会は、共済期間の満了する契約について、当該共済 契約の満了日までに共済契約者から共済契約を更新しな い意思の申し出がなされない場合には、満了する共済契約 と同一内容 (規約または細則の改正がなされたときは、改 正後の規約または細則による内容) で、共済契約の更新の 申込みがあったものとみなし、共済期間の満了日の翌日に 更新することができます。この場合には、前条第2項の規 定にかかわらず、この会は、共済証書の交付を省略するこ とができます。</u> <u>3. この会は、共済契約の満了日までに共済契約者から共済 契約の内容を変更する申し出がなされた場合については、</u></p>

新条文	旧条文
<p><u>い意思の申し出がなされない場合には、満了する共済契約と同一内容（規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容）で、共済契約の更新の申込みがあったものとみなし、共済期間の満了日の翌日に更新することができます。この場合には、前条第2項の規定にかかわらず、この会は、共済証書の交付を省略することができます。</u></p> <p>4. 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約の更新はできません。</p> <p>(1) 更新する契約の発効日において共済契約者が<u>第7条</u>（共済契約者の範囲）に規定する共済契約者の範囲外であるとき</p> <p>(2) 更新する契約の発効日において被共済者が<u>第8条</u>（被共済者の範囲）に規定する被共済者の範囲外であるとき</p> <p>(3) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められる場合</p> <p>イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合</p> <p>ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合</p> <p>エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</p> <p>(4) <u>前3号のほか、共済契約の更新が不相当であると認められるとき</u></p>	<p><u>第11条（共済契約の申込み）の規定を準用します。</u></p> <p>4. 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約の更新はできません。</p> <p>(1) 更新する契約の発効日において共済契約者が<u>第6条</u>（共済契約者の範囲）に規定する共済契約者の範囲外であるとき</p> <p>(2) 更新する契約の発効日において被共済者が<u>第7条</u>（被共済者の範囲）に規定する被共済者の範囲外であるとき</p> <p>(3) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められる場合</p> <p>イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合</p> <p>ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合</p> <p>エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</p> <p>(4) <u>その他この会が、共済契約の更新を不相当であると認められたとき</u></p>

新条文	旧条文
<p>〔中略〕</p> <p>6. 更新契約の初回掛金は、更新前の共済契約の満了日まで払い込まなければなりません。なお、<u>第18条</u>（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および<u>第19条</u>（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</p> <p>7. <u>第2項</u>および第4項の規定により、この会が契約の更新を承諾しない場合には、この会は、共済契約申込者に通知し、初回掛金が払込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に払い戻すものとします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>〔中略〕</p> <p>6. 更新契約の初回掛金は、更新前の共済契約の満了日まで払い込まなければなりません。<u>ただし、共済契約者のやむを得ない事情による場合またはこの会が特に必要と認める場合は、第17条</u>（共済掛金の払込方法〔挿入〕）第4項および<u>第18条</u>（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</p> <p>7. <u>第3項</u>および第4項の規定により、この会が契約の更新を承諾しない場合には、この会は、共済契約申込者に通知し、初回掛金が払込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に払い戻すものとします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（共済契約の成立および効力の発生）</p> <p><u>第16条</u> この会が、<u>第12条</u>（共済契約の申込み）または前条の申込みを承諾したときは、その申込日に共済契約は成立したものとみなし、かつ初回掛金の払込日の翌日の午前零時から効力が発生します。ただし、更新契約の場合は、更新する前の共済契約の満了日の翌日午前零時から効力が発生します。</p> <p>2. 前項の<u>規定</u>にかかわらず、この会が初回掛金の払込日以後に共済契約申込書を受け付け、その申込みを承諾したときは、申込日の翌日午前零時から効力が発生します。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>（共済契約の成立および効力の発生）</p> <p><u>第15条</u> この会が、<u>第11条</u>（共済契約の申込み）または前条の申込みを承諾したときは、その申込日に共済契約は成立したものとみなし、かつ初回掛金の払込日の翌日の午前零時から効力が発生します。ただし、更新契約の場合は、更新する前の共済契約の満了日の翌日午前零時から効力が発生します。</p> <p>2. 前項〔<u>挿入</u>〕にかかわらず、この会が初回掛金の払込日以後に共済契約申込書を受け付け、その申込みを承諾したときは、申込日の翌日午前零時から効力が発生します。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（共済契約の型の中途変更）</p> <p><u>第17条</u> 〔中略〕</p> <p>2. 前項において、生命共済事業における先進医療特約を付帯する変更の場合は、<u>第11条</u>（<u>重要事項</u>の提示）、<u>第12条</u>（共済契約の申込み）第1項〔<u>削除</u>〕および<u>第14条</u>（共</p>	<p>（共済契約の型の中途変更）</p> <p><u>第16条</u> 〔中略〕</p> <p>2. 前項において、生命共済事業における先進医療特約を付帯する変更の場合は、<u>第10条</u>（<u>契約内容</u>の提示）、<u>第11条</u>（共済契約の申込み）第1項、<u>第5項</u>および<u>第13条</u>（共</p>

新条文	旧条文
<p>済契約申込みの諾否)を準用します。この場合、この会が中途変更の申込みを承諾したときは、その申込日に中途変更は成立したとみなし、変更の効力は、<u>細則</u>に定める日から発生するものとします。</p> <p>3. 第1項において、生命共済事業における先進医療特約を終了する変更の場合は、<u>第25条</u>(共済契約の解約)を準用し、変更の効力は、共済契約者が指定する日またはこの会の所定の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日午前零時から発生するものとします。</p> <p>4. 前2項に定める変更の効力が発生する日を変更日とします。なお、第2項については、<u>第14条</u>(共済契約申込みの諾否)第3項第14号における「発効日」を「変更日」と読み替え、適用します。</p>	<p>済契約申込みの諾否)を準用します。この場合、この会が中途変更の申込みを承諾したときは、その申込日に中途変更は成立したとみなし、変更の効力は、<u>この会</u>の定める日から発生するものとします。</p> <p>3. 第1項において、生命共済事業における先進医療特約を終了する変更の場合は、<u>第22条</u>(共済契約の解約)を準用し、変更の効力は、共済契約者が指定する日またはこの会の所定の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日午前零時から発生するものとします。</p> <p>4. 前2項に定める変更の効力が発生する日を変更日とします。なお、第2項については、<u>第13条</u>(共済契約申込みの諾否)第3項第14号における「発効日」を「変更日」と読み替え、適用します。</p>
<p>(共済掛金の払込方法<u>および払込期日</u>)</p> <p><u>第18条</u> 共済掛金の払込方法は、月払とします。ただし、すでに共済掛金の払込方法として年払を選択している共済契約に限り、引き続き年払とすることができます。</p> <p>2. 共済契約者は、<u>第20条(共済掛金の払込経路)</u>に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に共済掛金を払い込まなければなりません。</p> <p>3. 月払の場合の第2回目以後の共済掛金は、発効日の各月応当日の前日までに払い込まなければなりません。</p> <p>4. この会は、前項の規定にかかわらず、月払の場合の第2回目以後の共済掛金の払込みについて、発効日の各月応当日の前日が属する月の末日(以下<u>削除</u>「払込期日」といいます。)までとすることができます。</p>	<p>(共済掛金の払込方法 〔挿入〕)</p> <p><u>第17条</u> 共済掛金の払込方法は、月払<u>または年払</u>です。</p> <p>2. 共済契約者は、〔挿入〕この会が指定する場所に共済掛金を払い込まなければなりません。</p> <p>3. 月払の場合の第2回目以降の共済掛金は、発効日の各月応当日の前日までに払い込まなければなりません。</p> <p>4. この会は、前項の規定にかかわらず、月払の場合の第2回目以降の共済掛金の払込みについて、発効日の各月応当日の前日が属する月の末日(以下<u>この日</u>を「払込期日」といいます。)までとすることができます。</p>
<p>(共済掛金の払込猶予期間)</p> <p><u>第19条</u> この会は、月払 〔削除〕の場合の第2回目以後の共済掛</p>	<p>(共済掛金の払込猶予期間)</p> <p><u>第18条</u> この会は、月払 契約の場合の第2回目以後の共済掛金の</p>

新条文	旧条文
<p>金の払込みについては、払込期日の翌日から3ヵ月間の猶予期間を設けます。</p>	<p>払込みについては、払込期日の翌日から3ヵ月間の猶予期間を設けます。</p>
<p><u>(共済掛金の払込経路)</u> <u>第20条 共済契約者は、第12条(共済契約の申込み)および前2条に定める共済掛金の払込みについて、口座振替によりおこなうことができます。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、共済契約者は、第2編第1章に定めるクレジットカード払特則を付帯することにより、クレジットカードで共済掛金の払込みをおこなうことができます。ただし、この会の会員がクレジットカードによる共済掛金の払込みを取扱っている場合に限りです。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>(共済掛金の口座振替)</u> <u>第21条 共済掛金を口座振替により払い込む場合、次の各号のいずれも満たさなければなりません。</u> <u>(1) 共済契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が、この会が指定する金融機関等(以下「金融機関等」といいます。)に設置されていること</u> <u>(2) 共済契約者または指定口座の名義人が、金融機関等に対し、指定口座からこの会の指定する口座へ共済掛金の口座振替を委託すること</u> <u>2. 前項の場合、共済掛金は、第12条(共済契約の申込み)第2項の規定にかかわらず、この会の定める日(第2回目以後の共済掛金の場合は、払込期日の属する月中のこの会の定める日。以下「振替日」といいます。)に指定口座から共済掛金相当額をこの会の指定する口座に振り替えることによって、この会に払い込まれるものとします。ただし、金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。</u></p>	<p>〔新設〕</p>

新条文	旧条文
<p><u>3. 前項の場合、振替日に共済掛金が払い込まれたものとします。</u></p> <p><u>4. 月払の初回掛金を口座振替により払い込む場合で、振替日に初回掛金の口座振替ができなかったとき、共済契約者は、翌月の振替日に、初回掛金と翌月払い込むべき共済掛金を合算して口座振替により払い込むことができます。</u></p> <p><u>5. 前項の場合、第2項に定める初回の振替日に初回掛金の払込みがあったものとみなします。</u></p> <p><u>6. 第2回目以後の共済掛金について、第19条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間内に未払込共済掛金がある場合、払込猶予期間中の振替日に当該未払込共済掛金を含めた共済掛金の合計金額を口座振替により払い込まない限り、共済掛金の払込みはなかったものとして取扱います。</u></p> <p><u>7. 同一の指定口座から2つ以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。）の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は、この会に対してそのうち一部の共済掛金の払込みを指定できません。</u></p> <p><u>8. 共済契約者は、振替日の前日までに共済掛金相当額を指定口座に預けておくことを要します。</u></p> <p><u>9. この会は、口座振替により払い込む共済掛金について、共済掛金請求書および共済掛金領収書の発行を省略することができます。</u></p> <p><u>10. この会は、この会または金融機関等の事情により、振替日または金融機関等を変更することがあります。この場合、この会はその旨をあらかじめ共済契約者に通知します。</u></p>	
(質入れ等の禁止)	(質入れ等の禁止)

新条文	旧条文
<p>第22条 共済契約者および共済金受取人は、共済金、返戻金および契約者割戻金等を請求する権利を質入れまたは譲渡することができないものとします。</p>	<p>第19条 共済契約者および共済金受取人は、共済金、返戻金および【挿入】割戻金等を請求する権利を質入れまたは譲渡することができないものとします。</p>
<p>(申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い)</p> <p>第23条 この会は、新規契約の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合には、被共済者の居住する住宅が、申込日の翌日から発効日の前日までの期間に、第37条 (共済金の種類と共済金額) に定める火災等または風水害等によって損害を被った場合に限り、共済期間中の事由とみなし、損害の程度に応じて共済金を支払います。ただし、他の住宅災害共済の契約が継続しており、同一事由については、重複して共済金を支払いません。</p> <p>【中略】</p> <p>3. 第1項の規定は、第26条 (共済契約の無効) 第1項第2号の規定にかかわらず、第1回目の共済掛金に相当する額が払い込まれた場合に適用できるものとします。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の翌日に共済契約が発効し、その日において共済契約が終了したものとみなします。</p> <p>【以下略】</p>	<p>(申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い)</p> <p>第20条 この会は、新規契約の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合には、被共済者の居住する住宅が、申込日の翌日から発効日の前日までの期間に、第34条 (共済金の種類と共済金額) に定める火災等または風水害等によって損害を被った場合に限り、共済期間中の事由とみなし、損害の程度に応じて共済金を支払います。ただし、他の住宅災害共済の契約が継続しており、同一事由については、重複して共済金を支払いません。</p> <p>【中略】</p> <p>3. 第1項の規定は、第23条 (共済契約の無効) 第1項第2号の規定にかかわらず、第1回目の共済掛金に相当する額が払い込まれ、この会が特に認めた場合には適用するものとします。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の翌日に共済契約が発効し、その日において共済契約が終了したものとみなします。</p> <p>【以下略】</p>
<p>(共済契約の失効)</p> <p>第24条 第19条 (共済掛金の払込猶予期間) に規定する猶予期間中に共済掛金が払い込まれない場合、共済契約は払込期日の翌日の午前零時にさかのぼって失効し、かつ、共済契約は消滅します。この場合、この会はその旨を共済契約者に通知します。</p>	<p>(共済契約の失効)</p> <p>第21条 第18条 (共済掛金の払込猶予期間) に規定する猶予期間中に共済掛金が払い込まれない場合、共済契約は払込期日の翌日の午前零時にさかのぼって失効し、かつ、共済契約は消滅します。この場合、この会はその旨を共済契約者に通知します。</p>

新条文	旧条文
<p>(共済契約の解約)</p> <p>第25条 〔以下略〕</p>	<p>(共済契約の解約)</p> <p>第22条 〔以下略〕</p>
<p>(共済契約の無効)</p> <p>第26条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、無効とします。</p> <p>(1) 発効日において、共済契約者が第7条(共済契約者の範囲)の共済契約者の資格をもたなかったとき、または被共済者が第8条(被共済者の範囲)に定める被共済者の範囲外の時</p> <p>(2) 被共済者が、発効日の前日にすでに死亡していたとき</p> <p>(3) 共済契約が第13条(複数契約の禁止)に規定する限度を超えて締結されていたとき(発効日(更新契約の場合は、更新前契約の発効日をいいます。)の最も早い共済契約を除き無効となります。)</p> <p>(4) 共済契約の申込みに際し、共済契約者が被共済者の同意を得ていなかったとき</p> <p>(5) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがなされたとき</p> <p>〔中略〕</p> <p>〔削除〕</p> <p>3. 第1項の場合において、すでに共済金および契約者割戻金を支払っていたときは、この会は、その共済金および契約者割戻金の返還を請求することができます。</p>	<p>(共済契約の無効)</p> <p>第23条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、無効とします。</p> <p>(1) 発効日において、共済契約者が第6条(共済契約者の範囲)の共済契約者の資格をもたなかったとき、または被共済者が第7条(被共済者の範囲)に定める被共済者の範囲外の時</p> <p>(2) 被共済者が、発効日の前日にすでに死亡していたとき</p> <p>(3) 共済契約が第12条(複数契約の禁止)に規定する限度を超えて締結されていたとき(発効日(更新契約の場合は、更新前契約の発効日をいいます。)の最も早い共済契約を除き無効となります。)</p> <p>(4) 共済契約の申込みに際し、共済契約者が被共済者の同意を得ていなかったとき</p> <p>(5) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがなされたとき</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. <u>前項の規定によりこの会が返還する共済掛金の額は、無効に該当する最初の共済契約から無効が判明したときまでに払い込まれた共済掛金の額とします。ただし、返還する共済掛金の額は、無効が判明したときからさかのぼって3年間に払い込まれた共済掛金の額を限度とします。</u></p> <p>4. 第1項の場合において、すでに共済金および契約者割戻金を支払っていたときは、この会は、その共済金および契約者割戻金の返還を請求することができます。</p>
<p>(共済契約の解除)</p>	<p>(共済契約の解除)</p>

新条文	旧条文
<p>第27条 【中略】</p> <p>4. 第1項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかに該当した場合、共済契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) この会が、解除の原因を知ったときから1ヵ月を経過したとき</p> <p>(2) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から2年以内に当該被共済者にかかわる共済事故 <u>（第23条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）により共済期間中の事由とみなされる事由を含みます。）</u> が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき</p> <p>(3) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年を経過したとき</p> <p>(4) 前3号のほか、この規約による共済契約を付帯する生命共済契約の解除をすることができない場合に該当するとき</p>	<p>第24条 【中略】</p> <p>4. 第1項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかに該当した場合、共済契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) この会が、解除の原因を知ったときから1ヵ月を経過したとき</p> <p>(2) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から2年以内に当該被共済者にかかわる共済事故 【挿入】 が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき</p> <p>(3) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年を経過したとき</p> <p>(4) 前3号のほか、この規約による共済契約を付帯する生命共済契約の解除をすることができない場合に該当するとき</p>
<p>(重大事由による共済契約の解除)</p> <p>第28条 この会は、次の各号のいずれかの<u>重大事由</u>に該当した場合は、将来にむかって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、この会に<u>この共済契約にもとづく</u>共済金を支払わせることを目的として、故意に支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人が<u>この共済契約にもとづく</u>共済金の請求行為に関して詐欺をおこない、またはおこなおうとしたとき</p>	<p>(重大事由による共済契約の解除)</p> <p>第25条 この会は、次の各号のいずれかの【挿入】に該当した場合は、将来にむかって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、この会に【挿入】共済金を支払わせることを目的として、故意に支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人が【挿入】共済金の請求行為に関して詐欺をおこない、またはおこなおうとしたとき</p>

新条文	旧条文
<p>(3) 他の共済契約または保険契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に<u>反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき</u></p> <p>(4) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア. 反社会的勢力に該当すると認められる場合</p> <p>イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合</p> <p>ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合</p> <p>エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</p> <p>(5) <u>共済契約者、被共済者または共済金受取人がこの会、他の共済団体または保険会社との間で締結した共済契約または保険契約等が重大事由により解除される等により、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(3) 他の共済契約または保険契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に<u>反すると認められたとき</u></p> <p>(4) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア. 反社会的勢力に該当すると認められる場合</p> <p>イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合</p> <p>ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合</p> <p>エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</p> <p>(5) <u>前4号のほか、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この会が当該契約の存続を不相当と認めたとき</u></p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(共済契約の消滅)</p> <p>第29条 〔以下略〕</p>	<p>(共済契約の消滅)</p> <p>第26条 〔以下略〕</p>
<p>(被共済者による共済契約の解除請求)</p> <p>第30条 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、その被共済者は共済契約者に対し、その共済契約の解除を請求することができます。</p> <p>(1) 共済契約者または共済金受取人に、第28条（重大事</p>	<p>(被共済者による共済契約の解除請求)</p> <p>第27条 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、その被共済者は共済契約者に対し、その共済契約の解除を請求することができます。</p> <p>(1) 共済契約者または共済金受取人に、第25条（重大事</p>

新条文	旧条文
<p>由による共済契約の解除) 第1項第1号または第2号に該当する行為があった場合</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人が、<u>第28条</u> (重大事由による共済契約の解除) 第1項第4号に該当する場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、被共済者の共済契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、<u>この共済契約の存続を困難とする重大な事由がある場合</u></p> <p>(4) 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事情により、被共済者が<u>第12条</u> (共済契約の申込み) 第1項の同意をするにあたって基礎とした事情に著しい変更があった場合</p>	<p>由による共済契約の解除) 第1項第1号または第2号に該当する行為があった場合</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人が、<u>第25条</u> (重大事由による共済契約の解除) 第1項第4号に該当する場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、被共済者の共済契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、<u>この会が当該契約の存続を不相当と認めた場合</u></p> <p>(4) 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事情により、被共済者が<u>第11条</u> (共済契約の申込み) 第1項の同意をするにあたって基礎とした事情に著しい変更があった場合</p>
<p>(詐欺または強迫による共済契約の取消し)</p> <p><u>第31条</u> 【以下略】</p>	<p>(詐欺または強迫による共済契約の取消し)</p> <p><u>第28条</u> 【以下略】</p>
<p>(解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返還)</p> <p><u>第32条</u> この会は、<u>第25条 (共済契約の解約)、第27条 (共済契約の解除)、第28条 (重大事由による共済契約の解除)、第29条 (共済契約の消滅) または第30条 (被共済者による共済契約の解除請求) の規定により共済契約が解約、解除または消滅となったときは、解約、解除または消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間に対し払い込まれた共済掛金を共済契約者に払い戻します。なお、1ヵ月に満たない未経過共済期間に対する共済掛金は払い戻しません。</u></p>	<p>(解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返還)</p> <p><u>第29条</u> この会は、<u>年払による共済契約の場合、つぎの各号のいずれかに該当するときは、解約、解除または消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の12分の1を乗じた額を共済契約者に払い戻すことができます。</u></p> <p>(1) <u>第22条 (共済契約の解約)、第24条 (共済契約の解除)、第25条 (重大事由による共済契約の解除) または第27条 (被共済者による共済契約の解除請求) の規定により共済契約が解約または解除されたとき</u></p> <p>(2) <u>第26条 (共済契約の消滅) の規定により共済契約が消滅し、かつ、同時に発効したこの会の生命共済の契約において死亡共済金が支払われなかったとき</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、同時に発効したこの会の生命共済の契約において</u></p>

新条文	旧条文
<p>(共済契約による権利義務の承継)</p> <p><u>第33条</u> 【中略】</p> <p><u>2. 前項の場合、第22条（質入れ等の禁止）の規定にかかわらず、共済契約者は、承継時点ですでに発生していた共済金を請求する権利を共済契約の承継人となる者に譲渡することができます。</u></p> <p><u>3. 共済契約者が死亡した場合、当該共済契約の被共済者が、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合は、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、他の者が承継できるものとします。</u></p> <p><u>4. 第1項または前項の場合において、共済契約の承継人となる者は、<u>第7条</u>（共済契約者の範囲）に定める者であり、かつ被共済者がその者との関係において<u>第8条</u>（被共済者の範囲）第1項に定める範囲となる者でなければなりません。</u></p>	<p><u>死亡共済金または重度障害共済金が支払われたときには、この会は、当該共済契約の未経過共済期間に対する共済掛金を共済契約者に払い戻しません。</u></p> <p>(共済契約による権利義務の承継)</p> <p><u>第30条</u> 【中略】</p> <p>〔挿入〕</p> <p><u>2. 共済契約者が死亡した場合、当該共済契約の被共済者が、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合は、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、他の者が承継できるものとします。</u></p> <p><u>3. 前2項の場合において、共済契約の承継人となる者は、<u>第6条</u>（共済契約者の範囲）に定める者であり、かつ被共済者がその者との関係において<u>第7条</u>（被共済者の範囲）第1項に定める範囲となる者でなければなりません。</u></p>
<p>(共済契約者の通知義務)</p> <p><u>第34条</u> 【中略】</p> <p><u>3. 第1項の規定は、共済契約者が<u>第7条</u>（共済契約者の範囲）に定める共済契約者の範囲外となった場合、または被共済者が<u>第8条</u>（被共済者の範囲）に定める被共済者の範囲外となった場合に準用します。</u></p> <p>〔削除〕</p>	<p>(共済契約者の通知義務)</p> <p><u>第31条</u> 【中略】</p> <p><u>3. 第1項の規定は、共済契約者が<u>第6条</u>（共済契約者の範囲）に定める共済契約者の範囲外となった場合、または被共済者が<u>第7条</u>（被共済者の範囲）に定める被共済者の範囲外となった場合に準用します。</u></p> <p><u>4. 共済契約者は、第1項に定める事項のうち、この会が認めた事項について、この会が定めるインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で</u></p>

新条文	旧条文
	<u>の会に通知することができます。ただし、この会が定める基準を満たす場合に限りです。</u>
(必要事項の報告) <u>第35条</u> 〔以下略〕	(必要事項の報告) <u>第32条</u> 〔以下略〕
(通知および報告の不履行) <u>第36条</u> 〔以下略〕	(通知および報告の不履行) <u>第33条</u> 〔以下略〕
(共済金の種類と共済金額) <u>第37条</u> 〔以下略〕	(共済金の種類と共済金額) <u>第34条</u> 〔以下略〕
(住宅災害共済金) <u>第39条</u> 〔以下略〕	(住宅災害共済金) <u>第36条</u> 〔以下略〕
(事故発生の通知義務) <u>第40条</u> 〔以下略〕	(事故発生の通知義務) <u>第37条</u> 〔以下略〕
(共済金の支払い請求) <u>第41条</u> 共済金受取人は、被共済者の居住する住宅について共済事故が発生したことを知ったときは、この会に対して〔 <u>削除</u> 〕通知し、共済金支払請求書と細則に定める提出書類をこの会に提出し、共済金の支払いを請求 <u>するものとしませ</u> す。	(共済金の支払い請求) <u>第38条</u> 共済金受取人は、被共済者の居住する住宅について共済事故が発生したことを知ったときは、この会に対して <u>遅滞なく</u> 通知し、共済金支払請求書と細則に定める提出書類をこの会に提出し、共済金の支払いを請求 <u>しなければなりません</u> 。
(共済金の支払い) <u>第42条</u> この会は、共済金の請求に必要な書類すべてがこの会に到達した日の翌日以後 10 日以内に <u>細則に定める方法により</u> 共済金を支払います。ただし、次の各号に定める日はこの 10 日に含みません。 (1) 土曜日および日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）に定める休日 (3) 12 月 29 日から翌月 3 日までの日	(共済金の支払い) <u>第39条</u> この会は、共済金の請求に必要な書類すべてがこの会に到達した日の翌日以後 10 日以内に <u>この会の指定する場所</u> で共済金を支払います。ただし、次の各号に定める日はこの 10 日に含みません。 (1) 土曜日および日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）に定める休日 (3) 12 月 29 日から翌月 3 日までの日

新条文	旧条文
<p style="text-align: center;">〔以下略〕</p> <p>(共済金を支払わない場合)</p> <p>第43条 第39条 (住宅災害共済金)の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、住宅災害共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(2) 共済契約者と同一世帯に属する者の故意によるとき (その者が共済契約者に共済金を取得させる意思がなかったことを共済契約者が証明した場合を除きます。)</p> <p>(3) 火災等または風水害等の際の紛失、盗難によるとき</p> <p>(4) 戦争その他の変乱によるとき</p> <p>(5) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震、津波または噴火によるとき</p> <p>(6) 前2号の原因により生じた火災等が延焼もしくは拡大したことにより生じた損害、または発生原因のいかんを問わず、火災等が前2号の原因により延焼もしくは拡大したことにより生じた損害</p>	<p style="text-align: center;">〔以下略〕</p> <p>(共済金を支払わない場合)</p> <p>第40条 第36条 (住宅災害共済金)の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、住宅災害共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(2) 共済契約者と同一世帯に属する者の故意によるとき (その者が共済契約者に共済金を取得させる意思がなかったことを共済契約者が証明した場合を除きます。)</p> <p>(3) 火災等または風水害等の際の紛失、盗難によるとき</p> <p>(4) 戦争その他の変乱によるとき</p> <p>(5) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震、津波または噴火によるとき</p> <p>(6) 前2号の原因により生じた火災等が延焼もしくは拡大したことにより生じた損害、または発生原因のいかんを問わず、火災等が前2号の原因により延焼もしくは拡大したことにより生じた損害</p>
<p>(時効)</p> <p>第44条 <u>共済金を請求する権利および契約者割戻金を請求する権利は、これらを行使することができることから3年間行使しないときは、時効によって消滅します。</u></p> <p>〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p>	<p>(時効)</p> <p>第41条 <u>この会は、共済金受取人が共済金の請求手続きを、その共済事故の発生した日の翌日から起算して3年間おこなわなかったときは、共済金を支払う義務を免れます。</u></p> <p><u>2. この会は、共済契約者が共済掛金の返還の請求手続きを、その返還の原因となる事由の発生した日の翌日から起算して3年間おこなわなかったときは、その返還の義務を免れます。</u></p> <p><u>3. この会は、共済契約者が契約者割戻金の請求の事由を知ったときから請求手続きを3年間おこなわなかったとき</u></p>

新条文	旧条文
<p>(戦争その他の非常な出来事の場合) 第45条 この会は、戦争その他非常な出来事または地震、津波、噴火その他これに類する天災（ただし、第43条（共済金を支払わない場合）に規定する事由によるものを除きます。）により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことができない場合は、総会の議決を経て、共済金の分割支払い、支払いの延期または削減をすることができるものとします。</p>	<p>は、その支払いの義務を免れます。 第42条 この会は、戦争その他非常な出来事または地震、津波、噴火その他これに類する天災（ただし、第40条（共済金を支払わない場合）に規定する事由によるものを除きます。）により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことができない場合は、総会の議決を経て、共済金の分割支払い、支払いの延期または削減をすることができるものとします。</p>
<p>(損害防止の義務) 第46条 〔以下略〕</p>	<p>(損害防止の義務) 第43条 〔以下略〕</p>
<p>(被害物の検査) 第47条 〔以下略〕</p>	<p>(被害物の検査) 第44条 〔以下略〕</p>
<p>(契約者割戻金) 第48条 この会は、次条の規定により積み立てた契約者割戻準備金の中から、<u>当該事業年度の剰余に応じて</u>契約者割戻金の割り当てをおこないます。 〔中略〕 4. この会は、共済契約者から据え置かれた契約者割戻金の支払いの請求があったときは、<u>細則に</u>定める方法により支払います。 〔以下略〕</p>	<p>(契約者割戻金) 第45条 この会は、次条の規定により積み立てた契約者割戻準備金の中から 〔挿入〕 契約者割戻金の割り当てをおこないます。 〔中略〕 4. この会は、共済契約者から据え置かれた契約者割戻金の支払いの請求があったときは、<u>別に</u>定める方法により支払います。 〔以下略〕</p>
<p>(支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金) 第49条 〔以下略〕</p>	<p>(支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金) 第46条 〔以下略〕</p>
<p>(異議申立ておよび審査委員会) 第50条 共済契約者または共済金受取人が、共済契約または共済金の支払いに関するこの会の処分に不服があるときは、こ</p>	<p>(異議申立ておよび審査委員会) 第47条 共済契約者または共済金受取人が、共済契約または共済金の支払いに関するこの会の処分に不服があるときは、こ</p>

新条文	旧条文
<p>の会の処分があったことを知った日の翌日から60日以内にこの会に対して不服申立てを<u>おこなうものとします</u>。</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. 前項の規定による異議の申立ては、不服申立てに対するこの会の処分があったことを知った日の翌日から60日以内に、書面をもって<u>おこなうものとします</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>の会の処分があったことを知った日の翌日から60日以内にこの会に対して不服申立てを<u>おこなわなければなりません</u>。</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. 前項の規定による異議の申立ては、不服申立てに対するこの会の処分があったことを知った日の翌日から60日以内に、書面をもって<u>おこなわなければなりません</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(管轄裁判所)</p> <p><u>第51条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(管轄裁判所)</p> <p><u>第48条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(業務委託)</p> <p><u>第52条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(業務委託)</p> <p><u>第49条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(細 則)</p> <p><u>第53条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(細 則)</p> <p><u>第50条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(規約および細則の変更)</p> <p><u>第54条</u> この会は、<u>共済期間中であっても、法令等の改正、社会情勢の変化その他の事情によりこの規約または細則(以下この条において「規約または細則」といいます。)を変更する必要がある場合には、民法第548条の4にもとづきこの規約または細則を変更することにより、変更後の規約または細則について合意があったものとみなし、個別に共済契約者と合意をすることなく、保障内容、免責事由または諸手続き等の契約内容を変更することができます。</u></p> <p><u>2. 前項の場合、この会は、変更する旨および変更後の規約または細則ならびにその効力発生時期をこの会のホームページへの記載その他の適切な方法により周知します。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>(準拠法)</p>	<p>(準拠法)</p>

新条文	旧条文
<p><u>第55条</u> この規約および【削除】細則に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。</p>	<p><u>第53条</u> この規約および前条に定める細則に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。</p>
<p><u>第2編 特則</u> <u>第1章 クレジットカード払特則</u> <u>(クレジットカード払特則の適用)</u> <u>第56条</u> この特則は、<u>共済契約を締結する際または共済期間の中途において、共済契約者が、クレジットカードの名義人の同意を得て、当該クレジットカードにより共済掛金を払い込む旨を申込み、かつ、この会がこれを承諾した場合に適用します。</u> <u>2. 前項のクレジットカードは、この会が指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）が発行するカードに限ります。</u> <u>3. この会は、この特則の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）をおこなうものとします。</u> <u>(共済掛金の払込み)</u> <u>第57条</u> <u>共済掛金をクレジットカードにより払い込む場合、この会が当該クレジットカードの有効性等の確認をおこなったときは、本則第16条（共済契約の成立および効力の発生）第1項の規定にかかわらず、本則第21条（共済掛金の口座振替）第2項に定める振替日に共済掛金が払い込まれたものとします。</u> <u>2. 同一のクレジットカードにより2つ以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。）の共済掛金を払い込む場合、共済契約者は、この会に対してその払込みの順序を指定できません。</u></p>	<p>〔新設〕</p>

新条文	旧条文
<p><u>3. この会がクレジットカードの有効性等の確認をおこなった後でも、次の各号のいずれにも該当する場合には、第1項に定める共済掛金の払込みはなかったものとして取扱います。</u></p> <p><u>(1) この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき</u></p> <p><u>(2) 当該クレジットカードの名義人が、カード会社に対して、共済掛金相当額を支払っていないとき</u></p> <p><u>4. この会は、クレジットカードにより払い込む共済掛金について、共済掛金領収書を発行しません。</u></p> <p><u>(特則の消滅)</u></p> <p><u>第58条 次の各号の場合には、この特則は消滅します。</u></p> <p><u>(1) 共済契約が終了したとき</u></p> <p><u>(2) 共済掛金の払込みを要しなくなったとき</u></p> <p><u>(3) 共済掛金の払込経路をクレジットカードによる払込み以外に変更したとき</u></p> <p><u>(4) この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき</u></p> <p><u>(5) この会がクレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき</u></p> <p><u>(6) カード会社がクレジットカードによる共済掛金払込みの取扱いを停止したとき</u></p> <p><u>2. 前項第4号から第6号までのいずれかの場合、共済契約者は、クレジットカードを第56条(クレジットカード払特則の適用)第2項に定める他のカードに変更するか、共済掛金の払込経路をクレジットカードによる払込み以外に変更することを要します。</u></p> <p><u>(本則の準用)</u></p>	

新条文	旧条文
<p><u>第 59 条 この特則に別段の定めがない場合には、本則の規定を準用します。</u></p>	
<p><u>付則</u> <u>(2019年（平成31年）2月15日規約一部改正）</u> <u>(施行期日)</u> <u>1. この規約は厚生労働大臣の認可を受けた日（2019年（平成31年）3月26日）から施行し、2019年（令和元年）9月1日から適用します。なお、第54条（規約および細則の変更）については、2020年（令和2年）4月1日から適用します。</u> <u>2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。</u></p>	<p>〔新設〕</p>